

所沢市営住宅 入居者募集案内

申込期間：令和4年7月1日（金）から令和4年7月21日（木）
【郵送のみの受付、21日の消印 有効】

目次	1 入居者募集のあらまし	1 ページ
	2 申込資格（入居資格）	3 ページ
	3 募集住戸	4 ページ
	4 各種優遇要件・控除額等一覧表	6 ページ
	5 収入月額 の 計算方法	7 ページ
	6 入居者の決定方法等	11 ページ
	7 資格審査に必要な書類	12 ページ
	8 入居説明会	13 ページ
	9 家賃等について	14 ページ
	10 注意事項	14 ページ
	11 問い合わせ	16 ページ

注 意

- この募集案内をよくお読みいただき、募集住宅の場所、周辺状況の確認をされたうえ、お申込みください。
- 申込書は郵送とし、郵送先は、**埼玉県住宅供給公社 川越支所**です。
- 申込書提出後は、原則として記載事項の変更はできません。
- 申込書及び提出書類は、お返ししません。
- この募集案内は、入居権利が失効するまで保管してください。
- 新型コロナウイルスの影響により、予定変更となる場合があります。
- 記載内容は、印刷時点での情報に基づくものとなります。

☆この申込みに関するお問い合わせは

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350 - 1101 埼玉県川越市的場 2218-4ベルアート 301 号室

Tel 049-227-6418 Fax 049-233-5353

※電話番号のかけ違いにご注意ください。

受付時間 8：30～17：15（祝祭日を除く、月曜日～金曜日）

1. 入居者募集のあらまし

申込から入居まで

申込資格の確認

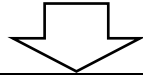
市営住宅を申込むためには一定の資格が必要です。
この案内書の3ページからの「申込資格」等をよく確認してください。



申込書の記入

「市営住宅入居申込書」は、記入例を必ず確認のうえ、必要事項の記入及び該当する項目や番号を○で囲み、ハガキに住所、氏名を記入し、63円切手を2枚貼ってください。

記入漏れ、未記入、誤記入及び読みとれない部分等があると受付できません。
また、資格等を誤って申告されますと失格となりますので、十分ご注意ください。



申込書の郵送

「市営住宅入居申込書」と「郵便はがき」を「申込用封筒」に入れ、84円切手を貼って郵送してください。

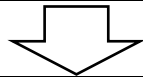
申込みは、21日までの消印があるものを有効とします。
なお、同一世帯で2通以上の申込みは失格となりますので、ご注意ください。



受付票の送付

申込みを受け付けた場合には、「市営住宅入居申込受付票」に抽せん番号を記入し、公社から返送します。

なお、公社からの書類の送付先は、申込書に記載された住所のみとします。
また、切手が貼っていない場合は返送できませんので、必ず所定の額の切手を貼ってください。



公開抽せん

入居資格審査対象者を決めるための抽せん会を公開で行います。日時等については11ページをご覧ください。

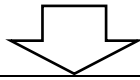
抽せん会に出席されなくても、抽せん結果に影響はありません。

※次ページへつづく

抽せん結果通知書の送付

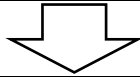
当選、落選関係なく、申込者全員に送付します。

なお、抽せん結果は、公社ホームページ (<https://www.saijk.or.jp/>) にも掲載します。



入居資格審査

入居資格審査対象者となった方は、1 2 ページの資格審査に必要な書類を揃えて、審査会場にご持参ください。なお、無断で欠席されますと、失格となります。

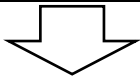


入居の決定

入居資格審査の結果、入居者と入居補欠者が決まります。

入居補欠者となられた方は、入居者が辞退した場合のみ繰上で入居者となります。

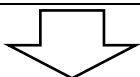
入居者には、「入居決定通知書」、「入居説明会開催通知」、「入居請書」及び敷金の「納入通知書兼領収書」等を送付します。



緊急時等連絡先を選定する、敷金を納入する

入居するためには、緊急時等連絡先 1 名以上の記載が必要となります。「入居説明会」までに、「入居請書」の本人及び緊急時等連絡先欄に自署し、緊急時等連絡先の方の「住民票」をもらってきてください。

また、敷金は当初家賃の 3 ヶ月分を「納入通知書兼領収書」、「敷金預り証」を持って市役所内指定金融機関派出所（市庁舎高層棟 1 階正面玄関右奥）で納付してください。

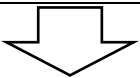


入居説明会

入居に際しての手続きや注意事項等について説明します。次の書類をご持参のうえ、必ず入居説明会に出席してください。

- ・「入居請書」（緊急時等連絡先の方の住民票を添付）
- ・「敷金預り証」のコピー等

なお、無断で欠席されますと、失格となります。



入居

入居可能日から 1 5 日以内に入居してください。

入居が完了しましたら、「市営住宅入居完了届」（市営住宅に住所移転後の世帯全員の住民票を添付）を提出してください。

家賃は、入居可能日から発生します。引越しした日からではありませんのでご注意ください。

2. 申込資格（入居資格）

申込資格について次の【申込資格一覧（全住宅共通）】や、募集住宅ごとの申込資格などで確認し、世帯の状況にあった住宅を選択してください。種類を間違えて申し込んだ場合、無効となります。

※市営住宅は、真に住宅に困窮している方がお申込みください。

近年、申込資格のない方が失格になるケースや、入居意思があいまいな方が申込み、辞退に至るケースがあります。軽い気持ちでのお申込みはおやめください。

【申込資格一覧（全住宅共通）】

- ①所沢市内に現在住んでいる、又は勤務先が所沢市内にあること。
外国人の方については、中長期の在留資格を有していること。
- ②収入が定められた基準内であること。
世帯の控除後収入月額が **158,000 円以下**の方が申込みできます。ただし、高齢者や障害者、令和4年10月1日に中学生までの扶養親族がいるなどの裁量階層世帯の収入月額は **214,000 円以下**までに緩和されます。
- ③申込時点で住民税の滞納がないこと。
- ④暴力団員でないこと。
- ⑤申込みについて、入居予定者全員の同意が得られていること。
- ⑥緊急時等連絡先を 1 名以上立てられる見込みがあること。
原則として入居予定者の 3 親等以内の親族又は、所沢市内に住所、事業所又は勤務先を有する方ですが、該当者のない場合は、埼玉県住宅供給公社に相談してください。
- ⑦離婚の見込みがある場合、申込日現在で正式に離婚が成立していること。
- ⑧家賃の 3 ヶ月分に当たる敷金を決められた期限までに納入できること。
- ⑨自家所有者ではないこと。
申込む家族の中に、住宅所有者（共有持分を含む）がいる場合は申込みできません。なお、老朽住宅である持家を解体し、それを証明できる場合や、差押え・立退き要求等により他者への所有権移転登記が確定し、それを証明できる場合に限り申込みできます。
- ⑩原則として都市再生機構や埼玉県住宅供給公社の賃貸住宅入居者ではないこと。
住宅の居住室が畳数に換算して 1 人当たり 3 畳以下である場合か、共益費を除く家賃の 1 2 ヶ月分が、世帯の年間総収入額の 4 分の 1 以上である場合に限り申込みできます。
- ⑪原則として公営住宅入居者ではないこと。
- ⑫団地自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加することを誓約し、履行できること。
- ⑬犬、猫などのペットを飼育しないことを誓約し、履行できること。
ペットの飼育や一時預かりはできません。住宅の明け渡し請求を受けます。

【申込みに関する注意（共通事項）】

- (1)申込みは郵送に限ります。窓口での申込みはできません。
- (2)申込み後の入居希望住宅の変更はできません。
- (3)階数を指定しての申込みはできません。
- (4)次のような場合は失格となります。
 - ・ 1 世帯で 2 通以上の申込みをしたとき。
 - ・ 申込資格のない住宅に申込みをしたとき。
 - ・ 申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。
 - ・ 申込書類の不備により、埼玉県住宅供給公社から連絡がとれなかったとき。

募集住宅は住宅に困窮している低所得者に提供されるもので、市税などの投入により、家賃が民間より低く設定されています。そのため、日常生活に支障のない範囲の傷や汚れは、補修していない場合があることをご了承下さい。

3. 募集住戸

(1) 単身者専用住宅

1 戸

〔単身での申込は、60歳以上の方や障害者、DV被害者等が対象です。著しい身体的障害等があるため常時介護が必要な方は、単身では申込むことができません。詳細はP6「4. 各種要件及び控除額等一覧表」を参照〕

No	団地名	間取り	階数	EV※1	募集戸数	予定家賃	所在地	交通機関	前回抽選倍率
1	愛宕山 ('70, '71年建設)	2DK	4F	無	1	10,600円 ~20,800円	大字松郷 76-1他	下安松バス停 徒歩5分	4.8倍

(2) 単身者・2人家族向け住宅

5 戸

※2人家族での申込の場合、2人以上家族向け住宅に記載されている要件を満たす必要があります。

〔単身での申込は、60歳以上の方や障害者、DV被害者等が対象です。著しい身体的障害等があるため常時介護が必要な方は、単身では申込むことができません。詳細はP6「4. 各種要件及び控除額等一覧表」を参照〕

No	団地名	間取り	階数	EV※1	募集戸数	予定家賃	所在地	交通機関	前回抽選倍率
2	松郷 ('68年建設)	2DK	3F	無	2	8,600円 ~17,200円	大字松郷 92-2	東中学校入口 バス停徒歩5分	2.5倍
3	愛宕山 ('72, '73年建設)	2DK ※2	1F 2F	無	3	12,200円 ~26,500円	大字松郷 68-2	下安松バス停 徒歩5分	— ※3

(3) 2人以上家族向け住宅

10 戸

- ①入居予定者が全員親族であること。(内縁関係にある方及び婚約者を含みます。)
- ②内縁関係にある方は、住民票で同居人等と記載され、相当年数の同居の事実が確認できること、及び戸籍上の配偶者がいないことを確認できること。
- ③婚約者については、入居手続時までに婚姻し、そのことが証明できること。
- ④夫婦の片方だけを同居しようとする親族としたり、正当な理由もなく収入のある同居親族を除いて申込む等、世帯を不自然に分割又は合併した申込みはできません。

※申込み後は、出生、死亡を除き同居親族の変更、及び婚約者の変更は認められません。

No	団地名	間取り	階数	EV※1	募集戸数	予定家賃	所在地	交通機関	前回抽選倍率
4	上安松 ('88年建設)	3DK ※2	1F 2F	無	2	22,800円 ~46,100円	大字上安松 1267-1他	市営住宅前バス停 徒歩3分	— ※3
5	久米 ('90年建設)	3DK	3F	無	1	22,900円 ~45,000円	大字久米 1354	西所沢駅 徒歩15分	3倍
6	愛宕山 ('74年建設)	3DK	3F	無	1	14,500円 ~28,600円	大字松郷 64-2	下安松バス停 徒歩5分	2倍
7	並木 ('80~'83年建設)	3DK	1F	無	1	21,100円 ~41,500円	並木 8-5	並木通り団地 入口バス停 徒歩6分	3.3倍
8	並木 ('80~'83年建設)	3DK ※2	4F 5F	無	2	21,500円 ~42,800円	並木 8-5	並木通り団地 入口バス停 徒歩6分	1.3倍
9	新所沢けやき通り南 ('03年借上げ) ※4	2DK ※2	4F 5F	有	3	24,400円 ~47,900円	緑町 3-17-55	新所沢駅西口 徒歩12分	2.5倍

(4) 3人以上家族向け住宅 7戸

- ①入居予定者が全員親族であること。(内縁関係にある方及び婚約者を含みます。)
 - ②内縁関係にある方は、住民票で同居人等と記載され、相当年数の同居の事実が確認できること、及び戸籍上の配偶者がいないことを確認できること。
 - ③婚約者については、入居手続時まで婚姻し、そのことが証明できること。
 - ④夫婦の片方だけを同居しようとする親族としたり、正当な理由もなく収入のある同居親族を除いて申込む等、世帯を不自然に分割又は合併した申込みはできません。
- ※申込み後は、出生、死亡を除き同居親族の変更、及び婚約者の変更は認められません。

No	団地名	間取り	階数	EV ※1	募集 戸数	予定家賃	所在地	交通機関	前回抽選 倍率
10	西所沢稲荷 ('91年建設)	3DK	2F	無	2	25,000円 ~49,100円	西所沢 2-3-20他	西所沢駅徒歩7分	2倍
11	泉町 ('92年建設)	3DK	2F	無	2	24,400円 ~48,000円	泉町 904-1	航空公園駅西口徒歩9分	1.5倍
12	東所沢和田 ('94年建設)	3DK ※2	1F 4F 5F	有	3	28,200円 ~55,400円	東所沢和田 3-25-9	東所沢駅 徒歩15分	1倍

- ※1 EVはエレベーターの略です。
- ※2 階数を指定した申込はできません。
- ※3 この募集形態では初めての募集住戸です。
- ※4 借上げ市営住宅
 - ①この団地はURからの借上げ住宅のため、契約の更新がなされなかった場合は、下表にある借上げ期間満了をもって、住戸を明け渡すことが必要となります。
 - ②借上げ住宅においては、下表の共益費額を月々の住宅の家賃と併せて所沢市が徴収しています。

住宅名	借上げ期間満了日	共益費額
新所沢けやき通り南団地	令和5年8月31日	5,000円

間取り略図を16ページに掲載しましたので、参考にしてください。

4. 各種優遇要件・控除額等一覧表

世帯区分	詳細区分	単身 入居	倍率 優遇	収入月額の 限度額	控除額	証明書類等
母子・父子世帯※1		—	○	158,000円	350,000円	戸籍謄本 無所得の子との同居必要
高齢者世帯		○	○	214,000円	—	倍率優遇要件は申込書裏 面「倍率優遇世帯区分」 を参照願います。
身体障害者世帯	1又は2級	○	○ ※2	214,000円	400,000円	身体障害者手帳等(写)
	3又は4級				270,000円	
	5又は6級	×	×	158,000円		
戦傷病者世帯	特別～第三項症	○	○	214,000円	400,000円	戦傷病者手帳(写)
	第四～六項症				270,000円	
精神障害者世帯	1級	○	○ ※2	214,000円	400,000円	精神障害者保健福祉手帳 等(写)
	2級				270,000円	
	3級					
知的障害者世帯	最重度・重度	○	○ ※2	214,000円	400,000円	みどりの手帳等(写)
	中度				270,000円	
	軽度					
原子爆弾被爆者世帯		○	○	214,000円	400,000円	被爆者健康手帳(写)
生活保護受給世帯		○	△※3	158,000円	—	保護決定通知書(扶助費 内訳書添付)
都市再生機構等賃貸住宅建替世帯		×	○	158,000円	—	機構・公社の証明書
多子世帯(18歳未満の子3人以上)		—	○	158,000円	—	家族全員の住民票
ハンセン病療養所入所者世帯		○	○	214,000円	—	入所証明書(写)
義務教育終了前児童扶養世帯		—	○	214,000円	—	家族全員の住民票
D V 被害者世帯		○	○	158,000円	—	婦人相談所長の証明書 裁判所の保護命令決定書
中国残留邦人等で支援給付を受けている世帯		○	○	158,000円	—	支援給付受給証明書

※1 非婚の母又は父(法律婚によらないで母又は父となった方で現に法律婚をしていない方)も含む。

※2 障害がある方で手帳の交付を受けていない場合は、指定医師等の証明書が必要になります。

※3 生活保護受給世帯については、生活保護担当者と事前相談を済ませた世帯のみ倍率優遇対象となります。

■その他の控除

控除区分	控除額	内容
親族控除	380,000円	申込者本人を除く同居予定親族
老人扶養親族控除	100,000円	所得税法上の扶養親族の内、申込日現在70歳以上の方(控除対象配偶者を含む)
特定扶養親族控除	250,000円	所得税法上の扶養親族の内、申込日現在16歳以上23歳未満の方

5. 収入月額の計算方法

I 最初に家族全員の収入認定用所得金額を計算します。

(1) この収入認定用所得金額とは年間収入金額から所得控除等を差し引いた金額のことです。

次の点に特に注意してください。

家族全員の収入を、個別に計算して合計して下さい。

1人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、個別に計算して合計して下さい。

1人で2箇所以上から収入がある方は、それぞれの年収を合計して下さい。

ア) 給与・事業所得

①	給与所得（パート・アルバイト含む）	源泉徴収票の「所得控除後の金額」から10万円を差し引いた金額（差し引き後にマイナスとなる場合は0円）が収入認定用所得金額です。市役所発行の課税証明書では「合計所得金額」から10万円を差し引いた金額（差し引き後にマイナスとなる場合は0円）が収入認定用所得金額です。（次ページを参照してください）	
②	事業所得	確定申告書の所得金額の合計がそのまま収入認定用所得金額です。（次ページを参照してください）	
③	昨年1月2日以降に事業又は営業を開始した場合	事業を営んだ月数の年間収入金額から収入認定用年間所得金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{収入認定用所得金額}$

※確定申告をしていないときは、市役所の市民税課などで申告を済ませてください。

(④～⑤の方は下記の通り推定年間収入金額を算出し、9ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。)

④	昨年1月2日以降に就職又は転職した場合	勤続月数から推定年間収入金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$
⑤	就職後1ヶ月に満たず、また1ヶ月分の給料が支給されていない場合	基本給、家族手当、住宅手当等固定的給与を12倍する	$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$ $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$

イ) 年金所得

⑥	遺族年金、障害者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金受給者	非課税年金ですので、収入認定用所得金額はゼロとなります。	
⑦	国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金受給者	9ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。	

(2) 推定年間収入金額から収入認定用所得金額を算出します(④～⑤に該当した方)。

ア) 端数処理

推定年間収入金額を下の(表1)に従って端数を整理します。

(表1)	1,618,999円以下	端数整理しない
	1,619,000円以上1,619,999円以下	1,619,000円
	1,620,000円以上1,621,999円以下	1,620,000円
	1,622,000円以上1,623,999円以下	1,622,000円
	1,624,000円～6,599,999円の場合：下記の計算を行い、端数整理する。 ※推定年間収入を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 (例) $2,131,987 \div 4,000 = 532.9967 \rightarrow 532 \times 4,000 = 2,128,000$	
	6,600,000円以上	端数整理しない

イ) 年間所得金額計算

端数処理が終わりましたら、その金額を(表2)の右欄の計算式で年間所得金額を算出します。

(表2)	年間収入金額	年間所得金額
	550,999円以下	0
	551,000円以上1,627,999円以下	端数整理後の年間収入金額－550,000
	1,628,000円以上1,799,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000
	1,800,000円以上3,599,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.7－80,000
	3,600,000円以上6,599,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.8－440,000
	6,600,000円以上9,999,999円以下	端数整理後の年間収入金額×0.9－1,100,000

ウ) 収入認定用所得金額計算

年間所得金額から10万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は0円)が収入認定用所得金額となります。

(3) 課税年金収入から収入認定用所得金額を算出します(⑦に該当した方)

公的年金の源泉徴収票の支払金額又は年金の支払い通知書合計金額を次の(表3)の計算式に当てはめて収入認定用所得金額を算出します。

ア) 年金所得金額計算

(表3)	受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
	65歳以上	1,100,000円以下	0
		1,100,001円以上3,299,999円以下	年金額－1,100,000
		3,300,000円以上4,099,999円以下	年金額×0.75－275,000
		4,100,000円以上7,699,999円以下	年金額×0.85－685,000
	65歳未満	600,000円以下	0
		600,001円以上1,299,999円以下	年金額－600,000
		1,300,000円以上4,099,999円以下	年金額×0.75－275,000
		4,100,000円以上7,699,999円以下	年金額×0.85－685,000

※受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

イ) 収入認定用所得金額計算

年間所得金額から10万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は0円)が収入認定用所得金額となります。

Ⅱ次に収入月額を算出します。

- ①入居予定者全員の収入認定用所得金額を合計した世帯の収入認定用所得金額を算出
 - ②親族控除額を下の表から算出
 - ③特別控除額を下の表から算出
- ①、②、③を収入月額計算式に記入し、計算した金額が収入月額となります。

親族控除：入居しようとする親族（本人を除く）及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人1人につき、380,000円が控除されます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{入居世帯人数} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{申込本人} \\ \hline 1 \text{ 名} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{同居していないが遠隔} \\ \text{地扶養している親族} \\ \hline \text{名} \\ \hline \end{array} \right) \times 380,000 \text{ 円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{親族控除額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

特別控除：該当する人が入居予定者（遠隔地扶養親族も含む）にいる場合にのみあてはまります。下の表を参照し、家族の状況にあわせて特別控除を選択して計算式に記入し算出してください。

控除の種類	控除金額	控除の対象者
老人扶養控除	100,000円	扶養親族のうち年齢70歳以上の方(控除対象配偶者も含む)
特定扶養親族控除	250,000円	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方
障害者控除	270,000円	普通障害者に該当する方がいるとき
特別障害者控除	400,000円	特別障害者に該当する方がいるとき
ひとり親控除	350,000円	所得があるひとり親で最高350,000円
寡婦控除	270,000円	所得がある寡婦で最高270,000円（ひとり親控除に該当しないこと）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の収入認定用所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{親族控除額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

これにより算出された収入月額が、158,000円以下（裁量階層世帯は214,000円以下）であることが申込資格（3ページ申込資格一覧②）となります。

※裁量階層世帯については、6ページを参照してください。

6. 入居者の決定方法等

(1) 抽せん時の倍率優遇等

①	抽せんを行う場合、申込用紙裏面「倍率優遇世帯区分」のいずれかに該当する世帯は、抽せん番号が一般世帯1個に対し2個割り当てられます。
②	倍率優遇を受けようとする世帯は、申込書裏面に記載されている該当番号と表面の倍率優遇欄の「該当する」を○で囲んでください。記入がない場合、一般世帯扱いとなりますので十分注意して下さい。
③	抽せんの結果、入居資格審査対象者となった世帯の内、倍率優遇世帯は、倍率優遇に関する証明書類を資格審査の際に提出する必要があります。提出できない場合失格となりますので、十分注意して下さい。
④	受付が終了した申込については、申込時に同封された市営住宅入居申込受付用郵便はがきに受付番号を記入し、申込者への到達確認も兼ねて郵送します。
⑤	この受付番号が抽せん番号になりますので、はがきに切手が貼られていない場合は通知できません。必ず63円切手を貼って下さい。

※倍率優遇は申込書を記入した日現在で確定している内容で受けられます。

予定での倍率優遇は受けることができません。

(2) 公開抽せん

申込者が募集戸数を大きく超えた場合、募集戸数の1.5~2倍に相当する入居資格審査対象者を選出する公開抽せん会を行います。希望者は立ち会い可能です。

①	抽せん日	令和4年7月29日（金）午前10時30分から
②	抽せん会場	所沢市役所（高層棟5階）502会議室
③	抽せん方法	倍率優遇を含めた申込数分の球を抽せん器に入れて回転させ、出た番号を選出者とします。また、同時に予備の者を抽せんします。
④	抽せん結果	抽せん会終了後、埼玉県住宅供給公社ホームページに当選番号を掲示します。抽せん会翌日全ての申込者に、申込時に同封された抽せん結果用郵便はがきに抽せん結果を記して郵送します。（抽せん結果用郵便はがきに切手が貼られていない場合は通知できません。必ず63円切手を貼って下さい。）

※新型コロナウイルス感染防止のため、入場制限等を設ける場合があります。

※電話による抽せん結果の問い合わせは、本人確認が難しいためできません。

資格審査日程や必要書類等は、抽せん日の翌日以降に当選者宛通知します。

(3) 入居資格審査

①	入居資格審査対象者（当選者）となった方については、令和4年8月8日（月）～10日（水）にかけて順次面接を行う予定です。
②	資格審査当日は必ず申込者本人が来庁し、審査に必要な書類（住民票、市県民税課税証明書等）を提出する必要があります。
③	倍率優遇を受け資格審査対象者となった方は、倍率優遇に関する証明書類を提出する必要があります。
④	資格審査を無断で欠席したり、書類に不備があった場合失格となります。又、代理で資格審査を受けることは原則認めておりませんので、注意してください。
⑤	入居予定者の内、申込み日現在で18歳以上の方について暴力団員であるか否かを関係機関に照会し、暴力団員であることが判明した場合には失格となります。
⑥	家賃負担率等を判定項目とした住宅困窮度判定方式により、資格審査対象者を入居者・入居補欠者等に決定します。
⑦	8月下旬に入居決定通知書、入居補欠者通知書を送付します。
⑧	入居補欠者は入居者が辞退となった場合に入居者となります。なお、入居補欠者の有効期限は、令和4年9月30日（金）までです。有効期限までに連絡が無い場合は、補欠の権利は失効となります。
⑨	入居予定日は、令和4年10月1日（土）です。

7. 資格審査に必要な書類（各種証明書は3ヶ月以内に発行されたもの）

(1) 全員の方に必ず提出していただく書類

書類の種類		書類の内容		取得場所
世帯全員の住民票		世帯全員で証明され、本籍と続柄の記載のあるもの		市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
所得の証明書	所得のある方	給与収入者 年金収入者	令和4年度(令和3年分)市民税・県民税課税証明書	※中学生以下の方を除いて全員必要です。
		事業所得者	令和4年度(令和3年分)市民税・県民税課税証明書	
	所得のない方	令和4年度(令和3年分)市民税・県民税非課税証明書	市役所市民税課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー	
納税の証明書		指定された納期限を過ぎた分について滞納がないことの証明		市役所市民税課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
現在住んでいる住宅の証明書	民間借家等に住んでいる方	現在住居の家賃や間取りが分かる賃貸借契約書等のコピー		法務局
	親族等の家に住んでいる方	建物の登記簿謄本（全部事項証明書）		
入居資格審査該当者調査票		17ページの用紙に該当する項目を記入してください		

(2) 該当する方に提出していただく書類

区分	書類名称	取得場所
母子（父子）世帯（配偶者のいない方）	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
寡婦控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
内縁関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書（用紙は22ページ） 住民票で同居人等と記載され、相当年数の同居の事実が確認できること。	戸籍謄本は市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
障害者の方	身体障害手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、みどりの手帳（療育手帳）の写し、戦傷病者手帳の写し	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳の写し	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書（扶助費内訳書添付）	市役所生活福祉課
昨年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書（用紙は18ページ）	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー
昨年1月2日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控えの写し 事業所得等収支明細書（用紙は19ページ）	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サビスコナー

区分	書類名称	取得場所
一昨年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書(勤務先の代表者等が証明したもの)(用紙は23ページ)	
日本国籍のない方	在留カードまたは特別永住者証明書(カード)表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は外国人登録証明書(カード)表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要となります。	市役所市民課 各まちづくりセンター 市民課サービスコーナー
現在、婚約中の方	婚約の証明書(用紙は22ページ) ※入居手続き前までに入籍したことが確認できる書類(婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか)を提出することが条件となります。	入籍確認書類等は市民課
市外居住者で市内に勤務場所のある方	在職証明書(用紙は23ページ) (勤務先の代表者等が証明したもの)	勤務先
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 (ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの)	各療養所等
DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・ 婦人相談センター所長の証明(入所の証明) ・ 母子生活支援施設の長の証明(入所の証明) ・ 裁判所が決定した保護決定書の写し	各センター等 又は裁判所
単身で申込む方	戸籍謄本(配偶者の有無が確認できるもの) 単身入居の入居者資格認定のための申出書(用紙は20ページ)	戸籍謄本は市民課 各まちづくりセンター 市民課サービスコーナー

8. 入居説明会 (詳細は入居決定通知時にお知らせします。)

市営住宅への入居の決定を受けた方は、「入居説明会の開催通知」に同封された下記の書類を用意し、指定された入居説明会場で書類の確認を受けてください。

①市営住宅入居請書

- ・ 民間の賃貸契約書に相当する市営住宅入居請書の作成。
(緊急時等連絡先1名以上の署名及び住民票の添付が必要です。)

【緊急時等連絡先の条件】

原則として入居予定者の3親等以内の親族又は、所沢市内に住所、事業所又は勤務先を有する方ですが、該当者のない場合は、埼玉県住宅供給公社に相談してください。

②敷金の納入(敷金預り証のコピー)

- ・ 敷金として、入居時家賃の3ヶ月相当分を納入します。
- ・ 預かった敷金は利子はずかず、未納の家賃、損害賠償金又は修繕費があるときは、これらを引いた額を退去時に返還されます。

上記の書類を確認した後「市営住宅使用許可及び入居可能日通知書」を交付し、入居可能住宅の鍵を渡します。市及び埼玉県住宅供給公社ではスペアキーを保管しませんので、鍵の引渡し後は、入居可能住宅の管理責任は入居者に帰属します。

なお、この説明会を無断欠席されますと失格になりますので、出席できないときは埼玉県住宅供給公社川越支所あてに事前に連絡をしてください。

9. 家賃等について

①	入居1年目は、入居資格審査時に提出する世帯員全員の所得証明書に基づいて算出された世帯の所得額を基準として、公営住宅法に規定する方法で算出された額が家賃に決定されます。
②	2年目の年度からは、毎年7月頃に実施する収入申告に基づき、公営住宅法に規定する方法で算出された額が家賃になります。
③	供給ガスは、西所沢北団地と西所沢稲荷団地1号棟、松郷団地、愛宕山団地が集中プロパンガス、それ以外の団地は都市ガスです。
④	駐車場は「上安松団地」、「西所沢北団地」、「西所沢稲荷団地」、「宮本町団地」、「泉町団地」、「久米団地」、「東所沢和田団地」、「愛宕山団地」、「並木団地」にあります。使用料は1ヶ月8,000円～10,000円です。空き情報については、入居が決定しましたら確認してください。また、新所沢けやき通り、新所沢けやき通り西、新所沢けやき通り南団地の駐車場はUR（下記連絡先）にお問合せ下さい。 プラザシティ新所沢けやき通り団地管理事務所 04-2922-3402

10. 注意事項

入居後は、所沢市営住宅条例及び所沢市営住宅条例施行規則、並びにこれらの規定に基づく次の注意事項を守ってください。

①	新たに同居を希望する親族がいる場合の同居承認申請については、該当する方を含めた世帯全員の合算収入が基準額を超える場合は承認されません。
②	名義人の死亡・転出等により、残された家族が入居の承継を希望する場合、別に定める基準等を満たさない場合は承認されません。
③	2人以上又は3人以上家族向け住宅に入居後、世帯員の死亡や転出等により、結果的に単身世帯となった場合、国交省の指導に準じて、割増家賃が課せられます。（広い住戸に単身世帯が居住するミスマッチ解消と継続入居を可能にするため）
④	家賃は口座振替により納入することが原則で、振替日は毎月の月末日（月末日が休日の場合、翌営業日）です。納期限日までに必ず納めるようにして下さい。なお、家賃を3ヶ月以上滞納した場合、市営住宅を明渡すこととなります。
⑤	毎年、市長が定める期日までに収入申告書を提出する義務があり、申告に基づき次年度の家賃が決定されます。収入申告書を提出しない場合は、次年度の家賃は、周辺の民間賃貸住宅と同レベルの近傍同種の住宅の家賃になります。
⑥	入居後3年を経過後、収入申告により算定した収入が基準収入を超えているときは「収入超過者」として認定し、近傍同種の住宅の家賃との比較により家賃を決定します。「収入超過者」に認定された場合、市営住宅の明渡しについての努力義務が発生します。
⑦	裁量階層世帯として入居した世帯が、入居後裁量要件に該当しなくなった場合、一般世帯の扱いとなり、収入限度額が月額21万4千円から15万8千円になります。
⑧	入居後3年を経過し、その後収入が2年間引き続き一定の基準収入額を超えた場合「高額所得者」として認定され、市営住宅の明渡しを請求されます。
⑨	団地内で犬や猫などの動物を飼育すること（一時預りを含む）はできません。所沢市営住宅条例第26条（迷惑行為の禁止）に該当します。違反した場合は、所沢市営住宅条例第44条に基づく市営住宅明渡し請求を受けることとなります。
⑩	市営住宅の敷地内及び近辺の道路等に自動車を駐車したり、来訪者に駐車させる行為は禁止されています。また、人声、楽器、テレビ等の音を異常に大きく出したり、天井、床、壁等を叩く又は蹴る等、近隣住民に不安や迷惑をかける行為や威嚇行為等も禁止です。

⑪	団地内の自治会組織に加入し共益費・自治会費等を支払うことはもとより、自治会活動に積極的に参加することが入居条件になっています。
⑫	市営住宅は、公共の財産です。入居上の決まり・条例・規則等を守り、住宅を壊したり、汚したりしないよう大切に使用して下さい。
⑬	次のような場合は、入居決定後であっても失格となります。 ア 申込内容が事実と異なっていたことが判明したとき。 イ 申込受付した家族が同時に入居できないとき。 ウ 入居決定通知を受け、決められた日までに入居手続きを行わなかったとき。 エ 婚約者との同居で申込みながら、入居手続き時までに婚姻を証明する書類の提出ができなかったとき。
⑭	次の3団地は、URからの借上げ住宅であり、借上げ契約の更新がなされなかった場合には、住戸の明け渡しが必要となります。 なお、新所沢けやき通り南団地については、来年度に契約更新(10年間)を予定しています。 ・新所沢けやき通り団地 令和11年2月19日まで ・新所沢けやき通り西団地 令和14年3月22日まで ・新所沢けやき通り南団地 令和5年8月31日まで
⑮	市営住宅は市税などの投入により、家賃が民間より低く設定されています。 そのため、退去時に一般的な民間賃貸住宅とは異なる費用をご負担いただく場合がございます。 (例：畳や襖等の修繕・取替費用)
⑯	施設の工事・修繕を行う際、住戸内やベランダへの立入をお願いする場合があります。

1.1. 間取り図 (代表的な間取りです)

※配置は左右が逆の場合があります。

※一部の和室は洋室に改修されている場合があります。選択することは出来ませんので、ご了承ください。

<p>単身者専用住宅</p> <p>愛宕山 2DK 39.1 m²</p>	<p>単身・2人家族向け住宅</p> <p>松郷 2DK 34.2 m²</p>	<p>愛宕山 2DK 43.1 m²</p>
<p>2人以上家族向け住宅</p>		
<p>上安松 久米 3DK 59.4 m²</p>	<p>愛宕山 3DK 52.2 m²</p>	<p>並木 3DK 64.1 m²</p>
<p>3人以上家族向け住宅</p>		
<p>新所沢けやき通り南 2DK 50.4 m²</p>	<p>西所沢稲荷泉町 3DK 59.4 m²</p>	<p>東所沢和田 3DK 64.5 m²</p>

入居資格審査該当者調査票

申込団地名 _____ 当選番号 (_____) 氏名 _____

①今回申込んだ理由 (簡潔に記入して下さい。)

--

② 市内に居住してから _____ 年 _____ 月 現在の住宅に住んでから _____ 年 _____ 月

③現在住宅の区分

(記号を○で囲んで下さい)

ア 借間	イ 借家	ウ 賃貸共同住宅
エ 親族所有住宅(所有者氏名 _____ ・続柄 _____)		
オ その他 (_____)		

④ 現在の1月分の家賃 _____ 円 (契約書の金額：共益費は除く)

⑤ 現住宅の間取り

(数字を記入)

3 畳 間	4 畳半 間	6 畳 間	8 畳 間
ダイニングキッチン	m ²	その他	m ²
キッチン	m ²		畳 間

⑥現在の家族構成

(記号を○で囲んで下さい)

ア 申込時同居者と同じ	イ 親族との同居
ウ 親族以外との同居	エ その他 (_____)

⑦住宅設備の利用形態 (○を記入して下さい)

	台所	風呂	トイレ
申込世帯で単独使用			
親族との共同使用			
親族以外との共同使用			

⑧障害者世帯等について (該当者がいる場合のみ記入して下さい)

身体障害	級が _____	名 _____
精神障害	級が _____	名 _____
知的障害	重度以上が _____ 名、	中度が _____ 名、軽度が _____ 名

⑨現在居住地区の自治会活動への参加状況について (記号を○で囲んで下さい)

ア 積極的に参加 イ 普通に参加 ウ あまり参加していない エ 参加していない

⑩緊急時等連絡先の予定について (記号を○で囲んで下さい)

ア 市内の親族 イ 市外の親族 ウ 知人 エ 未定だがあてはある オ あてがない

⑪入居予定者の不動産所有について

ア だれも所有していない イ 入居予定者の一部が所有 (所有者名 _____)

⑫喫煙者について (市営住宅室内での喫煙は、退去修繕時に個人負担が増えます。)

ア 喫煙者はいない イ 喫煙者がいる

⑬ペットの飼育状況 (市営住宅入居後のペットの飼育は、市営住宅退去となります。)

ア 現在飼育していない イ 現在飼育している (動物名 _____)

事業所得等収支明細書

令和 年 月 日提出

1. 氏 名 _____ ㊟
 住 所 _____
 電 話 _____

2. 業 種 名 _____
 事 業 所 名 _____
 事業所所在地 _____
 事業所電話 _____

3. 事業開始年月日 年 月 日
 4. 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

5. 月別収支内訳

月別 区分		年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合 計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
収 入	売り上げ	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	自家消費													
	その他													
	計													
支 出	仕入れ													
	計													
差 引														

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。
 ※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

申込時不要

介護保険法の認定を受けている方におたずねします。

(1) その内容は

要支援 要介護 等級 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5

(2) あなたの現在の日常生活の基本的な動作の状況、基本的な動作に介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容及び入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容についておたずねします。表中の該当する欄に○印を記入してください。

また、介護が必要な場合は、現在受けている介護の内容、入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護について、具体的に記入してください。

項 目	現在の日常生活の基本的な動作の状況			介護が必要と答えた動作に関する現在の介護の内容		介護が必要と答えた動作に関する入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容	
	動作の全部が自分で可能	動作の一部に介護が必要	動作の全部に介護が必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介護(注)
①歩 行							
②食 事							
③入 浴							
④排 泄							
⑤着脱衣							
⑥日常家事							

注：介護保険以外による介護とは、介護保険によらない市町村、ボランティア団体、親族などによる介護をいいます。

※ 現在受けている介護の内容（頻度・実施団体名等）について具体的にご記入ください。

※ 今後市営住宅において受けることを予定している介護の内容（頻度・実施団体名等）について具体的にご記入ください。

※内縁関係に該当される方に提出していただくものです。

申込時不要

内縁関係申立書

私達は、 年 月 日頃から内縁関係にあることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

※現在、婚約中の方に提出していただくものです。

申込時不要

婚約の証明書

申立者 住所 _____

氏名 _____

婚約者 住所 _____

氏名 _____

上記兩名は、 年 月 日婚約成立し、
令和 年 月 日入籍予定であることを証します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

証明する者 住所 _____

氏名 _____

該当される方はコピーをして御利用ください。

※市外居住者の方で市内に勤務場所がある方に提出していただくものです。

申込時不要

在 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、当社にて在職していることを証明します。

令和 年 月 日

証明する者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

※一昨年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

申込時不要

退 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付けで退職したことを証明します。

令和 年 月 日

証明する者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

該当される方はコピーをして御利用ください。

お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350-1101

川越市的場 2218-4 ベルアート 301 号室

tel 049-227-6418

fax 049-233-5353

- 電話番号のかけ違いにご注意ください。
- 受付時間は、土、日、祝祭日を除く、8:30 から 17:15 までです。

案内図

